

事業計畫書

平成31年度 茅崎市社会福祉協議会事業計画（案）

1. 運営方針

全国的に進む急速な少子高齢化の影響で、本市でも人口の減少が始まり、核家族やひとり暮らし高齢者、高齢夫婦のみの世帯が増加するなど、社会構造の変化が現れている。こうした影響により、地域では近隣の連携機能や家族内の見守り及び介護機能の低下等に起因する高齢者の介護度の進行、生活困窮者の増加、虐待、ひきこもりなどの問題行動といった課題が顕在化している。

このような状況下で、社会福祉協議会では地域福祉を推進する中核的な団体として、市と連携して従来の事業遂行に加え、介護予防・生活支援サービスの充実や、生活困窮者の社会的孤立の防止、災害時要配慮者への対応など、期待される役割に取り組んできたところであるが、本年度は新たに権利擁護の推進を図る法人後見事業を開始するなど、積極的に事業の推進に取り組んでいる。

今後も市と連携を図りながら、茅崎市地域福祉計画に沿った事業を推進すると併に、地区会員や地区社協、関係福祉団等の協力のもと、住民参加の福祉のまちづくりの推進と、介護保険事業や法人後見に関する権利擁護事業等、独自の事業展開を図るために、以下の運営方針を掲げる。

- ◆ 地域福祉推進のため市と連携して課題に取り組む。
- ◆ 地域に開かれた組織として、運営の透明性と公平性の確保を図る。
- ◆ 財務及び金銭の適正な管理と財務諸表の積極的な開示や説明責任を果たす。
- ◆ 住民の参加及び協働による事業の展開に努める。
- ◆ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。
- ◆ 事務局体制の強化、充実に努め、なお一層の職員の資質向上を図る。

2. 活動目標

- ◆ 高齢者や障がい者、児童にやさしい福祉のまちづくりを推進する。
- ◆ 地域福祉活動にボランティアや市民の積極的な参加を図る。
- ◆ 地区社会福祉協議会との協働による地域課題への対応を図る。
- ◆ 地域福祉活動の推進を目的とする共同募金活動の活性化に努める。
- ◆ 高齢者・障がい者サービスの事業者として市民の福祉向上に努める。
- ◆ 指定管理施設の効率的な運営と安定した経営を図る。
- ◆ 災害時に備えた防災、減災、福祉避難所整備に努める。
- ◆ 地域福祉活動のコーディネート及び権利擁護機能の充実を図る。
- ◆ 介護保険事業の円滑な運営のため制度改正の内容を的確に把握する。

3. 各種事業

(1) 地域福祉推進事業

地域福祉活動の活性化を図り、高齢者・障がい者等が安心して生活できる地域づくりを、組織の充実やボランティア活動、各種支援事業等を通じて図るものである。

① 地域福祉活動の推進（法人運営事業・生活支援体制支援事業）

- ◇ 会員の加入促進及び支部活動の推進
- ◇ 地区社会福祉協議会活動の支援
- ◇ 福祉のこころ醸成事業の推進
- ◇ 資格取得者、学生等の実習支援
- ◇ おたすけ隊などの生活支援活動の推進

② ボランティア活動の活性化（ふれあいのまちづくり事業・高齢者福祉事業）

- ◇ 垂崎市ボランティアの会
 - 支部長会議の開催や支部活動の推進、こぶしボランティア大会の開催、市や社協等が実施する各事業へのボランティア協力等を推進する。
- ◇ 垂崎ふれあいボランティアの会の活動支援
 - 各団体の情報交換会「生きがい広場」の開催（平成30年度第1回）。
- ◇ ボランティアの育成、啓発
 - ボランティア体験教室やボランティア講座の開催、ボランティア活動への参加募集（街頭募金等）、中央公民館事業との連携等を推進する。
- ◇ 災害ボランティアの普及・育成
 - 講座の開催や災害ボランティアセンター運営訓練への参加等を進める。
- ◇ 住民の自主的なボランティア活動の支援
 - 傾聴ボランティアや男性ボランティア、朗読ボランティア他の活動支援と会の育成を推進する。
- ◇ 介護支援ボランティア事業の推進
 - 制度の周知や研修会の開催、事業所との連絡調整、活動者のコーディネート等を推進する。

③ 障がい者支援（在宅障害児（者）母子グループ療育・ふれあいのまちづくり事業）

- ◇ 障がい児（者）療育事業の開催（母子グループ）
 - ダンスや料理教室、創作活動、県内外研修等の実施と、事業の周知及び新規参加者の募集を図る。

- ◇ 障がい者交流運動会の開催
- ◇ ひとりだち料理教室の開催（年2回）
- ◇ 老人福祉センターにおける居場所づくり
- ◇ その他障がい者に関する総合相談

④ 高齢者支援（高齢者福祉事業）

- ◇ 「老人福祉センターまつり」の開催（年1回）
- ◇ 高齢者に関する相談支援
- ◇ 老壯大学運営支援
- ◇ 老人クラブの育成
- ◇ 緊急通報体制事業の連絡調整（ふれあいペンドント）
- ◇ 高齢者生活状況確認事業の推進（絵手紙の送付）
- ◇ 地域住民定期訪問事業の連絡調整（民生委員によるヤカルトの配布）
- ◇ 訪問理美容サービス事業の推進
- ◇ 在宅高齢者外出支援事業の推進（タクシー券の交付）
- ◇ 介護用品支給事業の推進
- ◇ ことぶきデイルーム事業の推進（高齢者と児童の交流）
- ◇ いきいき山梨ねんりんピック参加事業の支援

⑤ 広報活動（ふれあいのまちづくり事業）

- ◇ 社協だより＆ボランティアだよりの発行（年間4回）
- ◇ ホームページやフェイスブック等による情報発信
- ◇ 市広報の活用、イベントチラシ等の作成配布
- ◇ 報道関係者への周知

⑥ 日常生活自立支援事業

- ◇ 日常的金銭管理や福祉サービスの利用の支援
- ◇ 高齢者・障がい者からの虐待や権利擁護に関する相談支援
- ◇ 事業に関する広報活動
- ◇ 県社協との事業連携強化

⑦ 生活福祉資金活用事業

- ◇ 生活福祉資金の貸付に関する相談支援と広報活動

⑧ 共同募金に関する事業（共同募金配分金事業）

- ◇ 共同募金会韮崎市支会の事務局対応

- ◇ 赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金活動
- ◇ 共同募金の配分に関する事務手続き及び施設整備等の対応
- ◇ 歳末助け合い物品の贈呈
- ◇ 火災見舞金の給付
- ◇ 赤い羽根共同募金に関する広報活動（使途状況等）

⑨ 社会福祉団体の事務受託業務（法人運営事業・高齢者福祉事業）

- ◇ 総会、研修会等の実施に対する支援
- ◇ 会計・経理に関する支援
- ◇ 会員の登録、入会等に関する支援

　　韮崎市身体障害者福祉会や韮崎市遺族会、韮崎市ボランティアの会、韮崎市老人クラブ連合会、韮崎市老壯大学、韮崎市赤十字奉仕団（研修関係）の会員登録の支援を行う。

⑩ 生活困窮者の支援（生活困窮者支援事業）

- ◇ 生活困窮者に対する食糧支援

⑪ 新規事業に係る取組み（権利擁護事業）

- ◇ 権利擁護事業の新設
　　権利擁護支援が必要な方に対して法人（社協）が後見人となるため、制度に係る実施準備や業務の検討、市や家庭裁判所との情報交換及び連携を図り、後見申請に対する円滑な業務推進に備える。

（2）指定管理施設の受託運営

　　韮崎市の指定管理施設である老人福祉センターと在宅老人デイサービスセンターの管理運営を受託し、利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供と適正な施設の管理運営に努める。

① 老人福祉センターの管理運営（老人福祉センター管理運営事業）

- ◇ 施設の衛生管理、安全管理の徹底
- ◇ 省エネによる経費の節減
- ◇ 利用者の増加につながるサービスの提供
 - ・ボランティア等の出演による「わくわく広間」の定期的な開催
 - ・甘酒の無料配付など季節に合わせたサービスの実施
 - ・回数券による割引サービスの実施

- ・広報活動による新たな利用者の確保
 - ・陶芸、舞踊、カラオケ等、クラブ活動の支援と発表の場の提供
 - ・敬老の日無料サービスの実施
 - ・地域の福祉活動事業への施設及び備品の貸出
 - ・計画的な施設の修繕及び備品等の整備
 - ・健康体操（百歳体操）の実施
 - ◇ 福祉避難所としての運営訓練や体制整備
 - ◇ 福祉バス「こぶし号」の管理運営
- 安全運転及び事故防止の徹底と定期的な車両の点検及び整備の実施

② デイサービスセンターの管理運営（通所介護事業（大草・穴山））

- ◇ 「こぶし荘」と「なごみの郷」の管理運営
- ◇ 施設の衛生管理及び安全管理の徹底
- ◇ 個々のニーズに応じた対応
 - アンケートの実施、意見箱の設置等による要望等の把握や心身機能の維持向上に関するレクリエーション及び機能訓練の実施。
- ◇ 地域包括支援センター等との連携強化
- ◇ ボランティアの積極的な受け入れ
- ◇ 要配慮者の避難所としての受入れ体制の整備
- ◇ 資格取得者、学生等の実習受け入れ
- ◇ 通年行事
 - ・月間行事：誕生日会（毎月）
 - ・週間行事：ビデオ鑑賞、カラオケ大会
 - ・季節行事：4月お花見、7月七夕、8月夏祭り、9月敬老会、10月運動会・紅葉見学、11月焼き芋会、12月クリスマス会。1月かるた大会、2月節分、3月ひな祭り

（3）介護保険事業等

社協が事業者となり、地域福祉推進の目的で市とも連携して取組む自主事業で、介護等が必要な方とその家族が、住み慣れた地域で生活ができるよう、サービス体制を整備し利用し易く質の高いサービスの提供を行う。また、研修等を活用した職員の資質向上や地域住民のニーズを把握した事業展開により、経営の安定化に努める。

① 居宅介護支援事業（居宅介護支援事業（穴山））

介護サービス利用者が地域で可能な限り自立した生活を送り、介護者も安心して在宅介護を継続できるよう、保健・医療・福祉と連携して、地域資源の活用を含めたサービス利用計画の作成を行う。

- ◇ 地域包括支援センターとの連携強化
- ◇ ケアマネージャー相互の情報交換、研修会等の参加
- ◇ 地域ケア会議等への積極的な参加

② 訪問介護事業

要介護等の利用者が自宅で、家族や身体的な状況に応じて自立した日常生活を送れるよう、ヘルパーが家事援助や身体介護等のサービスを提供する。

- ◇ ヘルパーミーティングの開催（月1回）
- ◇ 訪問介護計画に係るケース会議の開催

③ 介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護事業（大草・穴山）・訪問介護事業）

要支援等の利用者が、自宅で自立した生活が送れるよう、機能訓練等の支援を行う。

◇通所型サービス

営業日：月・木曜日（国民の祝日、年末年始を除く）

サービス提供時間：午前9時30分～11時30分

事業所名：大草デイサービスセンターこぶしクラブ

穴山デイサービスセンターなごみクラブ

◇訪問型サービス

営業日：月～金曜日（国民の祝日、年末年始を除く）

営業時間：8時15分～17時15分

事業所名：韮崎市社会福祉協議会訪問介護事業所

④ 障がい福祉サービス事業（通所介護事業（大草・穴山）・訪問介護事業）

身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者等が、地域で自立した生活が送れるよう、行政と協力して障害者総合支援法に基づくサービスを提供する。

- ◇ 居宅介護支援事業（家事援助、身体介護）
- ◇ 地域生活支援事業（生活サポート、移動支援）
- ◇ 基準該当デイサービスの実施